

特定家畜伝染病対応マニュアル
(口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ)

令和元年10月4日制定

聖 籠 町

目 次

－ 目的	－	1
－ 平時の対策編	－	2
第1	発生予防対策	2
第2	防疫対策等に必要な体制確保	2
－ 初動対応編	－	3
第1	連絡体制	3
第2	異常家畜発見の通報があった場合の対応	4
第3	特定家畜伝染病の発生が疑われる場合の対応	4
－ 聖籠町対策本部編	－	5
第1	聖籠町対策本部の設置	5
第2	聖籠町対策本部の業務内容	7
第3	防疫措置に係る作業人員	8

— 目的 —

本マニュアルは、聖籠町が家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」という。）により定められた特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）に基づき、国、県、他の市町村、関係団体等と連携し迅速かつ的確な防疫措置を講じるため、平時の対策、特定家畜伝染病を疑う事案が発生した場合の初動対応、及び患畜又は疑似患畜と判断された後の聖籠町対策本部について定めるものである。

- ※ 本マニュアルの「特定家畜伝染病」とは、家伝法で規定された家畜伝染病のうち、以下の疾病を示す。
- ・ 口蹄疫
口蹄疫ウイルスの感染による、牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのししの偶蹄類動物の疾病
 - ・ 豚コレラ
豚コレラウイルスの感染による、豚及びいのししの疾病
 - ・ アフリカ豚コレラ
アフリカ豚コレラウイルスの感染による、豚及びいのししの疾病

— 平時の対策編 —

聖籠町は、県が行う以下の特定家畜伝染病の対策に、平時から協力し取り組む。

第 1 発生予防対策

- 1 県と連携を図り、家畜飼養者に対して飼養衛生管理基準遵守の指導等に協力する。
- 2 県が行う殺処分家畜の処理方法及び消毒ポイントの設置場所等の事前調整や、畜舎の清掃消毒を含めた防疫措置完了までに必要となる人員及び資機材を考慮した防疫計画の作成及び見直し作業に協力する。
- 3 防疫指針に基づいて県が行う家畜飼養者への指導、発生時に備えた準備並びに発生時防疫措置に協力する。

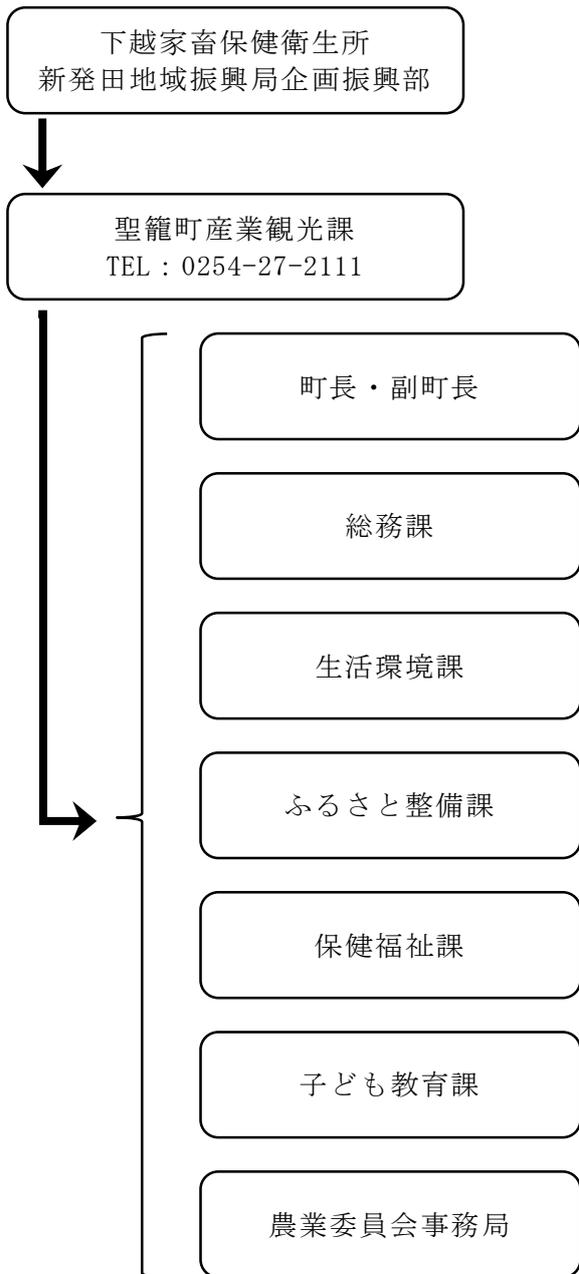
第 2 防疫対策等に必要な体制確保

- 1 県が計画する防疫対策等に必要な人員について、県と事前に調整し、体制が整うよう確保に協力する。
- 2 県が実施する殺処分家畜の処理について、埋却地、焼却又は化製処理に必要な機材の設置場所（以下、「埋却地等」という。）の確保等の準備措置に協力する。また、埋却地等において、地質又は湧水等により埋却が困難である場合もあることから、代替可能な町有地の確保に協力する。
- 3 本病が発生した場合に、防疫作業等に提供可能な本町保有の集合施設、発生農場（埋却場所、焼却場所又は化製処理場所を含む）周辺住民への説明会が開催可能な会場について、別表のとおりとし、県からの要請時に速やかに対応できる体制を整える。
- 4 県が行う防疫演習及び研修会等に参加し、発生時の対応に備える。

— 初動対応編 —

第 1 連絡体制

県から、特定家畜伝染病を否定できないと判断された場合、特定家畜伝染病の発生が疑われると判断された場合、又は患畜若しくは疑似患畜と判定された場合に通報があった際の連絡体制は、以下のとおりとする。



第2 異常家畜発見の通報があった場合の対応

- 1 特定家畜伝染病を否定できないと判断された場合の連絡
県から産業観光課に対し、特定家畜伝染病を否定できないと判断した旨の連絡があった場合には、以下のとおり情報を伝達する。
- 2 勤務時間内
 - (1) 産業観光課は、各関係課等に連絡する。
 - (2) 当該情報は、臨床検査又は遺伝子検査等の結果が判明する前の段階のものであり、特定家畜伝染病ではない場合も想定されるため、風評被害の発生を防止する観点から、取扱いには十分注意する。
- 3 勤務時間外（夜間、休日等）
 - (1) 産業観光課は、緊急時連絡網等に従い情報を伝達する。
 - (2) その他、勤務時間内における対応を準用する。

第3 特定家畜伝染病の発生が疑われる場合の対応

- 1 特定家畜伝染病の発生が疑われると判断された場合の連絡
県から、特定家畜伝染病の発生が疑われるとの連絡があった場合には、以下のとおり情報を伝達するとともに、関係所属を参集し、聖籠町特定家畜伝染病連絡会議を開催する。また、発生が確認された場合に備え、聖籠町特定家畜伝染病対策本部（以下、「聖籠町対策本部」という。）設置の準備を行う。
- 2 勤務時間内
 - (1) 産業観光課は、各課長等に連絡する。
 - (2) 当該情報は、国の確定検査の結果が判明する前の段階のものであり、特定家畜伝染病ではない場合も想定されるため、風評被害の発生を防止する観点から、取扱いには十分注意する。
- 3 勤務時間外（夜間、休日等）
 - (1) 産業観光課は、緊急時連絡網等に従い情報を伝達する。
 - (2) その他、勤務時間内における対応を準用する。

— 聖籠町対策本部編 —

第1 聖籠町対策本部の設置

1 設置

- (1) 管内農場の家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合、速やかに聖籠町対策本部を設置する。
- (2) 町長を本部長とし、副町長を副本部長とする。
- (3) 事務局は産業観光課に置く。

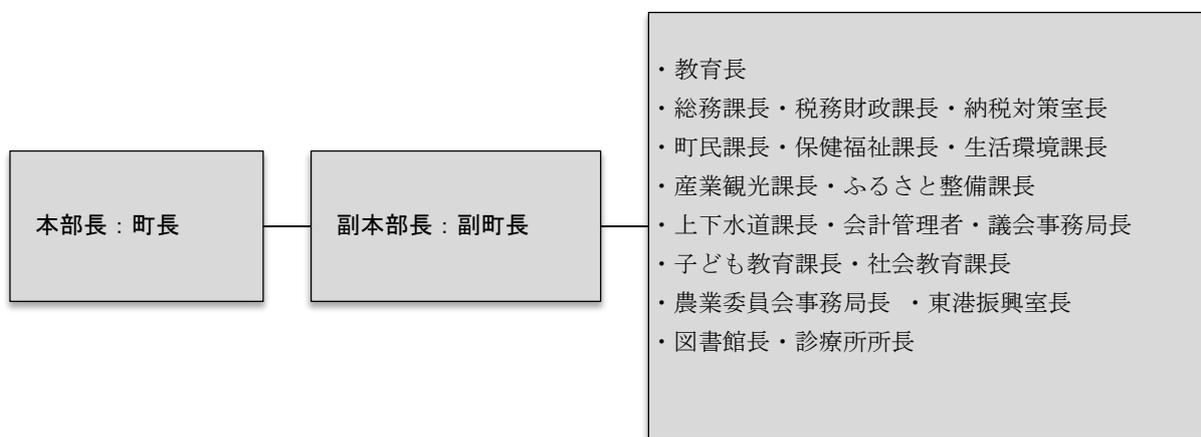
2 設置期間

聖籠町対策本部の設置期間は、原則として移動制限解除までの間とする。

3 聖籠町対策本部の構成と業務

聖籠町対策本部の構成、主な業務は以下のとおりとする。

聖籠町対策本部の組織統括図



班体制	主な業務	班員所属課
総務調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聖籠町対策本部の設置及び総括 ・ 県現地対策本部との連絡調整 ・ 報道機関への対応（問い合わせ窓口） ・ 集合場所の確保、設置及び運営に関する協力 	産業観光課
家畜防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫計画に基づく防疫作業への協力 ・ 埋却地等の確保に関する協力 ・ 消毒ポイント設置場所に関する協力 	産業観光課
健康対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫作業従事者等の健康管理に関する協力 ・ 保健師等の動員要請に関する協力 	保健福祉課
環境対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境調査地点選定への協力 	生活環境課
野生動物対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物、愛玩動物対策に関する協力 	生活環境課、産業観光課

第2 聖籠町対策本部の業務内容

聖籠町対策本部は、県が決定した防疫計画に基づく防疫措置に協力する。

また、県現地対策本部の要請に基づき、県現地対策本部に参画するとともに、情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

1 共通事項

県現地対策本部と連絡を密に取り合い、迅速かつ的確な情報収集を行う。

2 総務調整班

- (1) 県現地対策本部から連絡事項を受領し、聖籠町対策本部各班へ伝達する。
- (2) 防疫作業従事者及び保健師の動員要請に協力する。
- (3) 集合場所の確保、設置及び運営に協力する。
- (4) 住民説明会の会場確保を行うとともに、周辺住民に周知を行う。
- (5) 住民に対し、県から提供された情報を速やかに提供する。
- (6) 町が保有する資機材の提供要請に協力する。
- (7) 報道機関への対応は、県と調整の上、対応する。
- (8) 住民相談窓口を設置し、県対策本部の情報等に基づいて対応する。
- (9) 風評被害防止のため、ホームページ等を通じて畜産物の安全性に関する正しい知識の普及に努める。

3 家畜防疫班

- (1) 防疫計画に基づき、防疫作業従事者を派遣し、速やかにまん延防止のための防疫措置を行う。
- (2) 発生農場又は埋却地等におけるサポート基地の運営に協力する。
- (3) 埋却予定地において、地質又は湧水等により殺処分家畜の埋却が困難である場合は、町有地の使用についても検討する。
- (4) 発生農場への手当金交付のため、殺処分家畜及び汚染物品の評価に協力する。

4 健康対策班

- (1) 県現地対策本部の健康対策班と連絡調整の上、保健師の人員確保に協力する。
- (2) 集合場所又はサポート基地において、防疫作業従事者の健康管理を行う。

5 環境対策班

- (1) 周辺環境調査を実施する場合は、県現地対策本部環境対策班の調査地点選定に協力する。

6 野生動物対策班

- (1) 県現地対策本部の家畜防疫班及び野生動物対策班と協力し、野生動物における感染確認検査等に協力する。

第3 防疫措置に係る作業人員

聖籠町対策本部各対策班の人員体制は、以下のとおりとする。
なお、必要クール数等については、県の防疫計画に基づくものとする。

1 総務調整班

係・担当	班員所属課	人数
全般	産業観光課	4

2 家畜防疫班

係・担当	班員所属課	人数
全般	産業観光課	1

3 健康対策班

係・担当	班員所属課	人数
全般	保健福祉課	2

4 環境対策班

係・担当	班員所属課	人数
全般	生活環境課	1

5 野生動物対策班

係・担当	班員所属課	人数
全般	生活環境課、産業観光課	2

別表

特定家畜伝染病発生の場合の集合場所等

防疫従事者の集合場所について

施設名	所在地
町民会館(アリーナ)	聖籠町大字諏訪山 1280

自衛隊駐屯場所について

施設名	所在地
町民会館(アリーナ)	聖籠町大字諏訪山 1280

発生農場住民説明会について

施設名	所在地
真野公会堂	聖籠町大字真野 1245
道賀新田集落開発センター	聖籠町大字道賀新田 492-3
蓮野集落開発センター	聖籠町大字蓮野 1943-6

住民説明会（埋却場所、焼却場所、化製処理場所）について

施設名	所在地	処理方法
真野公会堂	聖籠町大字真野 1245	埋却
道賀新田集落開発センター	聖籠町大字道賀新田 492-3	埋却
蓮野集落開発センター	聖籠町大字蓮野 1943-6	埋却

参考：農場一覧

施設名	所在地	飼養頭数
	聖籠町大字真野 1457-2	17（豚）
	聖籠町大字道賀新田 1425	20（乳牛）
	聖籠町大字二本松 1441	40（乳牛）